

所有権移転登録等請求書

令和 年 月 日

山口県会計管理局物品管理課長 様

請求者（落札者）住所・所在地

氏名又は名称

下記の物品について、所有権移転登録等に必要な書類の作成を請求します。
 なお、移転登録又は新規登録に要する一切の費用は落札者が負担します。

物 件 番 号	第 号	
売却物件（品名）		
売 払 代 金	円	
添 付 書 類	個人の場合、住民票、マイナンバーカード、免許証の写し などご本人様であること及び現住所が確認できるもの	1 通
	法人の場合、法人の商業登記簿抄本等	1 通
	物品売買契約書	1 通
	売払代金納付書	1 通
	保管依頼書（売払代金納付日に売却物件の引渡を受けない 場合）	1 通

※ 車検が残っている場合、物件の引渡時に移転登録に必要な書類を併せてお渡ししますので、落札者において移転登録の手続きを行う必要があります。

※ 車検が切れている場合、山口県において名義の一時抹消登録を行いますので、落札者において検査手続き及び新規登録手続きを行う必要があります。